

平成27年度 第1回島原市総合教育会議 議事録

○日 時 平成27年8月27日(木) 10:04～11:26

○場 所 島原市役所第2応接室

○出席者

市	長	古川	隆三郎
委	員	長	本多直行
教	育	委	員
教	育	委	員
教	育	委	員
教	育	長	宮原照彦

○事務局

【市長部局】

市	長	公	室	長	東	村	晃二
福	祉	保	健	部	長	金	子忠教

【教育委員会事務局】

寺	田	次	長	寺	田	集	施	教	育	総	務	課	長	森	本	一	広		
学	校	教	育	課	長	堀	口	達	也	社	会	教	育	課	長	松	本	恒一	
ス	ポ	ー	ツ	課	長	下	岸	安	彦	教	育	総	務	課	班	長	酒	井	昭利

○傍聴者 3名

○次 第

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 教育委員長あいさつ
- (4) 出席者紹介
- (5) 新教育委員会制度について
- (6) 協議・調整事項
 - ①島原市総合教育会議運営要綱(案)について
 - ②教育に関する大綱の策定方針について
- (7) その他
- (8) 閉会

(1) 開会 (10:04)	
司 会 (寺田次長)	ただいまから、平成27年度第1回島原市総合教育会議を開催いたします。 開会にあたりまして、まずお諮りさせていただきます。 お手元に配布しております次第のとおり、挨拶、紹介等に引き続き、今回の法改正に関し、新教育委員会制度についてご説明のあと、本日の協議・調整事項としましては、島原市総合教育会議運営要綱(案)及び法において協議事項として示されております大綱の策定方針についてご協議いただいたあと、その他としまして、教育行政に関する意見交換等を予定しておりますが、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。
[全委員]	[異議なし]
司 会 (寺田次長)	次に、総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、公開することとされておりますが、個人情報の保護、会議の公正性の確保その他公益上の必要があると認めるときは、公開しないことができることとされております。 本日の協議につきましては、公開することとしてよろしいでしょうか。
[全委員]	[異議なし]
司 会 (寺田次長)	それでは、まず、古川市長から一言ご挨拶をお願いいたします。
古川市長	おはようございます。本日は大変お忙しい中、第1回島原市総合教育会議にご出席をいただきまして誠に有難うございます。 教育委員会の皆様方には日々、学校教育、社会教育、体育スポーツの振興、歴史文化の発展、生涯学習のためにご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。 ご承知のとおり、この総合教育会議は、本年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されまして、全ての地方公共団体に設置が義務づけられたものであります。総合教育会議という新たな枠組みのもとに、これまで以上に教育委員会と市が連携・協力し、未来を担う子供たちから健全な地域社会の在り方のために議論を交わす事でございます。より良き教育の方向性を見出す事ができると期待しているところであります。 今日、地方の行政を取り巻く環境も大きく変化をし、少子高齢化、人口減少、あるいは、情報化やグローバル化が進んでおります。そういった中で、地域を活性化していくためには、その地域を支える人材、人づくり、絆づくりが大切であろうと

	思っております。そういう意味からも、これからはやはり島原市のさまざまな課題、特徴を踏まえながら、努力を進めていきたいと考えております。 本日は、第1回目ということで、基本的な内容の会議になるかと思いますが、十分にご協議いただき、実りのある会議としていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上私からの第1回にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
司 会 (寺田次長)	ありがとうございました。次に、教育委員会を代表いただきまして、本多委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。
本 多 委 員 長	皆様おはようございます。本日初めての総合教育会議が開催されるに当たり、教育委員会を代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。 先程、市長のご挨拶の中にありましたように、今日、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展によりまして、社会環境が急激に変化し、価値観は多様化かつ複雑化しております。また子どもたちを取り巻く環境も大きく変化をしており、教育の在り方もその真価が問われております。現在、本市教育委員会におきましては、「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の基本精神に基づき、子どもたちの心と体の健やかな育成、学力の向上などの課題に対しまして、総力をあげて取り組んでおります。特に未来を担う子どもたちが健やかに逞しく成長していくためには、これまで以上に学校・家庭・地域が連携して教育力を発揮し、社会全体で支えていくことが、喫緊の課題であると考えております。このような中、市政を担っておられる古川市長と教育委員会が一同に介して、様々な教育課題に関し枠を超えて率直な意見交換を行い、共通認識を持つ機会ができましたことは、大変有意義なことだと考えております。また、今後更なる教育行政の発展・充実に向けた一助になると確信しております。本日は限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。
司 会 (寺田次長)	ありがとうございました。それでは、本日の出席者につきまして、改めてご紹介させていただきます。 古川市長でございます。 教育委員会から、本多委員長でございます。松島委員でございます。松本委員でございます。森委員でございます。宮原教育長でございます。 次第の5に移らせていただきます。 今回の法改正に関し、新教育委員会制度につきまして、教育委員会 森本教育総務課長が説明をいたします。

事務局 (森本課長)	今回の法改正につきましては、ご承知のことと思いますが、再確認をするという意味で、国から出されていますパンフレットを基に説明させていただければと思います。 資料の2、色刷りのパンフレットでご説明させていただきます。 一番上に書かれていますとおり、これまでの教育委員会の課題という意味では、教育委員長と教育長のどちらが責任者であるかが分かりにくいとか、審議が形骸化しているとか、あるいは、いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていないなどが、問題、課題とされておりました。 そういう中で法改正によりまして、教育行政における責任体制の明確化や、あるいは、審議内容の活性化、迅速な危機管理体制の構築、それと地域の民意を代表する市長との連携強化ということが大きなところでございます。また、いじめによる自殺等が起きた後についても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化するというのが、今回の法改正の趣旨でございます。 しかしながら、その右側にありますように、政治的中立性の確保という意味では、教育委員会が引き続き執行機関として位置づけられております。そういう意味では、本日の総合教育会議で市長と協議するということが、大きな位置づけになっております。最終的な執行権限は、これまでどおり教育委員会に留保されているということでございます。 次に、ポイントとしては4項目でございます。 ポイントの一つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長の設置ということで、ここに書いてありますように、これまでは市長はあくまでも教育委員を任命しており、島原市の場合は5人の教育委員の中から委員会の中で、教育長、教育委員長を決めていたという内容でありまして、そのような意味では、教育委員長は非常勤である、教育長は常勤である、どちらが責任者なのか、というのが分かりづらいというのが課題でありました。 今回の法改正によりまして、市長は、議会の同意を得て、教育長を1人、そして教育委員を任命するという形になっております。 こうすることで任命責任がはっきりされるというような形になりますが、新教育長の任期は、4年間の首長の任期の中で再考できるようにということで、3年と新たに定義がなされております。 また、ポイントの二つ目は、委員長を兼ねた新教育長の権限が大きくなり、チェック機能の強化という意味では、教育委員会そのものの会議の透明化であるとか、チェック機能の強化が求められております。 ポイントの三つ目は、すべての地方公共団体に今回のような総合教育会議を設置し、今までは、市長の責任、執行機関である教育委員会の責任という形になっておりましたが、連携を強化するという意味で、総合教育会議が設置されております。
-----------------------	--

	招集は市長が行い、会議は公開が原則。構成員は、市長と教育委員会、必要に応じて様々な方の出席を要請することができることとされております。 協議内容につきましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策であるとか、児童・生徒の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置という形で、市長が招集をして、様々な協議ができるようになっております。また、教育委員会からも、依頼して開催することができるようになっております。 そして、ポイントの四つ目としましては、教育に関する大綱を市長が策定するという事で、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるなどの観点から、市長が策定するものとしていますが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、市長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要とされております。 なお、新教育長制度につきましては、経過措置がございまして、現在の教育長の任期の期間は、従前のままという経過措置がございまして。法そのものは4月1日から施行されており、総合教育会議、あるいは大綱を作らないといけないというのは法で定められております。 新教育長の任命があった時に、初めて教育委員長を兼ねることとなります。現在のところ、島原市では、教育委員長と教育長と、2名存在しているということになっております。以上でございます。
司 会 （寺田次長） 〔全 委 員〕	ありがとうございました。ご質問等は、ございませんでしょうか。 〔なし〕
司 会 （寺田次長）	それでは、次第の6、協議・調整事項に移らせていただきます。 まず、①島原市総合教育会議運営要綱（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 （森本課長）	①島原市総合教育会議運営要綱（案）について説明させていただきます。 資料は、資料3と資料4でございます。 まず、資料3をご覧ください。 初めに、総合教育会議について、位置づけと運営等について説明をさせていただきます。 位置づけとしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4の規定によりまして、全ての地方公共団体に設置されるものとなっております。市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場ということです。自治法に基づくいわゆる附属機関には当たらないということでございます。教育に関する

予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図りまして、地域の教育の課題やあるべき姿を共有しまして、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るということで位置づけがされています。

総合教育会議の運営等ですけども、会議の招集につきましては、原則として市長が招集する。必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能となっているところです。会議については、原則として公開となっています。議事録につきましては、議事録を作成し、その公表について義務化をされているところでございます。協議内容についてですけども、先程も触れましたが、一点目が教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議、二点目が教育の条件整備など重点施策の協議、三点目が児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うものです。この会議の中の協議・調整の結果ですけども、市長及び教育委員会は、調整が行われた事項については、その結果を尊重しなければならないことになっております。会議の庶務ですけども市長が総合教育会議を招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則とされております。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができますとなっています。

以上で資料3の説明を終わります。次に資料4をご覧ください。

お示ししております要綱（案）につきましては、法で定められました総合教育会議の運営に関する部分を規定するとともに、会議の傍聴に関しまして、この要綱で定めるものでございます。

第1条の（趣旨）から第7条（議事録）までが地行法の規定の事項でございますが、第8条が、会議の傍聴に関しまして規定しているところでございます。第1条が（趣旨）、第2条が（所掌事務）ということで、先程ご説明しましたが、この3つの事項を協議・調整するものです。第3条の（構成員）としましては、市長と教育委員会となります。第4条の（招集）は、市長が招集する。第5条の（意見の聴取）ですけども、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができますとなっています。第6条の（会議の公開）は、原則公開ということですけども、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができるとなっています。第7条の（議事録）につきましては、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。なお、非公開とした事案に係る部分については、この限りではないということです。第8条の（傍聴）についてですけども、第1項は、総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴者名簿に記入しなければならない。第2項は、傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。一点目、みだりに傍聴席を離れること。二点目、私語、談話又は拍手等をする。三点目、議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。四点目、飲食又は喫煙をすること。五点

	目、写真や動画を撮影し、又は録音等すること。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。六点目、その他会議の妨害となるような挙動をすること。ということで禁止行為を規定しております。第3項は、傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。第4項は、前3項に定めるもののほか、傍聴人は市長の指示に従わなければならないということです。 なお、第9条の（庶務）ですけれども、今回は第1回目の総合教育会議の開催ということもありまして、教育委員会教育総務課としておりますが、市長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、今後は、（庶務）については、市長部局で行うよう市長部局と協議・調整をしてみたいと考えております。 以上で要綱（案）の説明を終わります。 この要綱（案）の内容等について、ご協議をいただきますようお願いいたします なお、この要綱の内容で了解がいただければ、本日付でこの要綱を施行して、この会議を進めていくことになります。よろしくお願いいたします。
司 会 （寺田次長）	①島原市総合教育会議運営要綱（案）につきまして、事務局から説明がありましたが、ご質問等は、ございませんでしょうか。
古 川 市 長	確認の意味でお尋ねをさせていただきます。<u>資料3</u>の総合教育会議についての協議内容のところに教育に関する大綱の策定やその変更というくだりがあります。中段に児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合とありますが、一方次の頁の第1条の4の（1）のところには、教育、学術及び文化の振興というのがあります。その次に児童、生徒等の生命又は身体とあります。先程の<u>資料4</u>の要綱（案）をみても第2条の（1）のところに学術及び文化の振興というのがありますよね、この<u>資料3</u>には学術及び文化の振興というくだりがないんですね、私が何を言いたいかといいますのは、この<u>資料3</u>を見ますと、どうしても学校教育が、この総合教育会議で調整や協議をするように、非常にピンポイントの会議のような感じを私はします。ここにいらっしゃる教育委員の皆様方の守備範囲というのは大変広いもので、文化・芸術・社会教育・図書、いろんな部分で恐らくこの総合教育会議というのは、いろんなことが関わってくるのじゃないかなというのを感じておりますので、この<u>資料3</u>で見ますと学校現場の調整会議に読み取れる、あと他の分で言いますともっとすそ野が広い総合教育を議論する場と捉えるんですが、その辺の確認をさせていただきたいと思います。
事 務 局 （森本課長）	<u>資料3</u>の方の運営等の中で協議内容のところに文教育、学術及び文化の振興等が入っていないですけど、<u>資料7</u>の方を見ていただいてもよろしいでしょうか。<u>資料7</u>

	の方に文科省初等中等教育局長通知があります。これの9頁をお願いしたいと思います。第四 総合教育会議についてということで、1の(2)で会議における協議事項、協議・調整事項とありますが、その中では(1)が大綱の策定に関する協議、(2)が教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議と、(3)に児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととしたこと。とありますので、ここでも(2)の中にも教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議とありますので、市長が言われるように教育全体ということになります。
古 川 市 長	確認できました。やっぱり学校教育のみならず社会教育、歴史文化といろんなことを教育委員の皆様と一緒に協議できるということが分かりました。ありがとうございました。
本 多 委 員 長	今市長がおっしゃったように資料3の中には欠落しているんですが、資料3の2枚目の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」の中にも第1条の4ということで第1項の中にその項目については、法律の中にも明記されています。
宮 原 教 育 長	今言われた大綱の中に学術・文化ということが入ってきますので、いずれにしても大綱を策定するときに、その中で学術・文化についても今後の在り方についての協議になってくるのかなと思っております。
古 川 市 長	はい、分かりました。
司 会 (寺田次長)	総合教育会議につきましては、学校教育に限られたものでなく、教育全般全体が対象になるということで確認を頂きたいと思います。 他にございませんでしょうか。
〔 全 委 員 〕	〔なし〕
司 会 (寺田次長)	他に無いようですので、この要綱につきましては、(案)のとおりでよろしいでしょうか。
〔 全 委 員 〕	〔異議なし〕

司 会 (寺田次長)	ありがとうございます。それでは本日付で施行したいと思います。今後この要綱に基づき会議を進行させていただきたいと思います。 次に、次第の6、②教育に関する大綱の策定方針につきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (森本課長)	②教育に関する大綱の策定方針につきまして、説明をさせていただきます。 大綱につきまして、法の趣旨や平成26年7月17日付けの「文部科学省初等中等教育局長通知」により説明をさせていただきます。 資料5の中程の〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）〉をご覧ください。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、第1条の3第1項において、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされております。 ここで参酌すべきとされる教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針とは、その下にあります、〈教育基本法（抜粋）〉の第17条の第1項に規定されているように、国が定める教育振興基本計画のことをさしております。 つまり、大綱は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて大綱を定めることとされているということでございます。 また、教育基本法の第17条第2項は、その国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められておりまして、島原市におきましては、同項に基づきまして、既にお手元に配布しております、資料6の島原市教育振興基本計画を策定しているところでございます。（計画期間：平成24年度～28年度の5年間） 内容につきましては、資料6の概要版（島原市の教育施策）をご覧ください。 島原市の教育施策として、4項目を掲げております。 一点目が児童・生徒の「生きる力」の基盤を育てます。二点目、地域全体で教育に取り組みます。三点目、施設の安全・安心を確保するとともに教育環境を整備します。四点目、スポーツによる世代を超えた交流や地域づくりを目指します。この四点を島原市の施策の柱としているところでございます。 なお、平成28年度までの計画でありますので、平成29年度以降の教育振興基本計画につきましては、28年度中に策定する予定としております。 次に、資料7をご覧ください。先程説明しました平成26年7月17日付、文部

科学省初等中等教育局長の通知でございます。

6 頁をお開きください。

6 頁から 9 頁までが、「第三 大綱の策定について」が記載されております。

7 頁の「2 留意事項」のところの（１）大綱の定義について説明させていただきます。

① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

③ 国の第２期教育振興基本計画（平成２５年６月１４日閣議決定）においては、主に第１部及び第２部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。

ということで国の教育振興基本計画のどの部分が参酌すべき事項かといいますと、**資料８**ということで国の教育振興基本計画を配布させていただいています。**資料８**を２枚開いて頂いて３枚目になりますが、例えば基本的方向性１の社会を生き抜く力の養成の下に成果目標１がありますが、「生きる力の確実な育成」生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てるということで、こういう成果目標が掲げてありますけれども、この分が大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となるということでございます。

④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることに鑑み、４年～５年程度を想定しているものであることが大綱の定義となります。

次に、８頁の一番下の方の行になりますが、「（３）地方教育振興基本計画とその他の計画との関係」ですが、ここでは、地方公共団体において、教育基本法第１７条第２項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています。これは、教育振興基本計画を大綱としますよと決めた場合には、別途作成する必要はないということです。

以上で、大綱についての説明を終わりますが、法の趣旨や文部科学省初等中等教育局長通知を踏まえながら、大綱のあり方・策定に係る方針等についてご協議をい

	ただきたいと考えております。 なお、今回の第1回目は策定に係る方向性を決めていただき、皆様から、今回出していたいただいた意見等をもとに、次回の第2回目に、大綱の素案を提出したいと考えています。 参考資料として、国の第Ⅱ期教育振興基本計画（資料8）、長崎県の第Ⅱ期教育振興基本計画（資料9）の概要版を配布しております。 説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
司 会 （寺田次長）	②教育に関する大綱の策定方針につきまして、法の趣旨や平成26年7月17日付けの「文部科学省初等中等教育局長通知」により事務局からそれを参考にした説明がありましたが、今回は大綱策定の方針を決めていただいて、大綱自体については第2回目を開催し、その中で大綱を決めていくという形で考えております。大綱の策定方針について、ご意見等は、ございませんでしょうか。
古 川 市 長	今説明があったんですが、閣議決定された教育振興基本計画を見ますと、やっぱり学校現場における教育行政というのが、文科省のは中心かなと思うんです。ところがこの資料9の第Ⅱ期長崎県教育振興基本計画を見ますと、非常に身近なテーマだとか、「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」と、この部分を見ますと学校教育はもちろんのこと、ふるさとの教育の推進やいろんな体験活動の推進、また、原点であります幼児教育の重点化、一人一人を大切にする教育、開いていくと地域みんなで子どもを育み家庭を支援する風土をつくりますとか、生涯学習もあります。国の基本計画もいいと思いますが、国の基本計画と県の基本計画の関連といいですか、棲み分けといいですか、そういうのはどのような取り扱いになっていますか。
事 務 局 （森本課長）	国が25年度に策定されて、長崎県が26年度から5年間の計画なんですけども、長崎県の教育振興基本計画を作成されるときには、やはり国の教育振興基本計画をもとに策定されていると思いますけど、それぞれの地域の状況とかありますので、その辺を加味されて長崎県版を策定されているものと思います。今回大綱を作るに当たりましては、国の教育振興基本計画を参考にするのはもちろんのことですが、長崎県の教育振興基本計画と、あと長崎県の方でも総合教育会議を開かれて、現在、大綱を策定されている状況でございますので、その長崎県の大綱、また教育振興基本計画等を参考にしながら策定していかなければならないかなと考えているところでございます。
古 川 市 長	分かりました。

宮 原 教 育 長	今市長さんからご指摘がありました国の教育振興基本計画と県の教育振興基本計画の関連性ですけど、事務局の方から説明がありましたが、２５年度から２９年度が文科省、それを受けて県は２６年度から３０年度、本市の教育振興基本計画が２４年度から２８年度まででありますので、本市は今度２９年度からの教育振興基本計画を策定しなければいけないので、今回の大綱は、その元になるものという位置づけで行こうと思っております。そうなりますと、これも先程事務局からありましたように県も大綱を策定する準備をしておりますので、それを参考に本市の大綱を策定しながら、また大綱を元に２８年度に２９年度からの市の教育振興基本計画を策定するという流れで行った方が一貫性があっていいのかなと思っているところでございます。
古 川 市 長	本市は何と言っても「生命（いのち）・きずな・感謝の心」というのは、私は非常に地域の特性を出した表現だとも思っています。あの言葉は、普賢岳噴火災害を経験した島原市としては、やはり基本的なものと捉えているんですが、皆様方がなんでしょう。これから大綱を策定されるんですが、意見の場は今いいですか。
司 会 (寺田次長)	今お願いします。
古 川 市 長	私の感想なりを、今回総合教育会議ということで、４月１日から新制度に移行しましたが、特に子どもたちの基礎であります学力等については、学校現場の専門集団であります先生たちしっかりと子どもたちの基礎学力を養って欲しい。それは元々その方向にあるということで考えています。その上で実は７月から島原市の「島原市いじめに関する防止条例」というのを市長部局が主体となって作りまして、施行をさせていただいております。その中で、地域の関わり、保護者の関わり、子どもたちの努めといったようなことで、子どもが生まれて小学校に行くまでのおよそ６年間に地域や家庭、またいろんな機関がどのように関わったかということが大切だろうということで市長部局で作らせていただいております。ぜひこの「島原市いじめに関する防止条例」を教育現場と市長部局で、いじめが無いのが一番ですが、そういった方向で進めさせていただきたいと思っています。その上でぜひ宮川の事件も非常に報道されています、川崎市であり、岩手県であり、佐世保市でも痛ましい事件がありましたので、ぜひ今後学校現場でいろんなことがあったら、学校が抱え込まないで、透明性を持って地域と協力しながら、関係機関と協力しながら、健全な学校地域づくりを目指して行けたらと、私の立場では思っています。それから全く関係するわけではありますが、これは市長部局の仕事でもあります、

	今後町内会や自治会の在り方、加入率が非常に少なくなっています。最近の若い人にただ入れというだけでは関心を持っていただけませんので、我々の部局でも町内会や自治会の在り方等について、これからの自治コミュニケーションの在り方を色々議論する中で教育委員の皆様方からもいろんなご意見を頂きたいと考えております。そこで老人クラブも大事な団体であります。婦人会も大事な団体であります。子どもたちに声をかける地域を作るためには、婦人会が無い地域なんかも今からのコミュニケーションとして女性のグループを支援していきたいと思っていますので、これに関しても教育委員会、また学校地域からの声をいただきたいと思います。それに併せて公民館の運営等も教育委員会と協力しながら、やっぱり自治サークル地域の絆の拠点になるような公民館の在り方、更にはスポーツが競技スポーツのみならず地域コミュニケーションを潤滑にするためのスポーツの在り方、こういったことをこれから5万を割って、4万7千を割ろうとしている田舎の町が人々の絆がきちんと作れる地域づくりに必要なことだと思っております。この他に歴史とか文化を含めていろいろありますが、皆様方のご支援をいただきたいと思いますので、そういったことでも大綱やなんかの在り方にですね、出てくればいいと思います。特に学校現場が非常に苦悩している様子も伝わってきておりますので、いろんな形で支援をして行きたいと思っています。よろしくお願いします。私からは以上です。
司 会 (寺田次長)	今市長からは地域の繋がり、「島原市いじめに関する防止条例」が今回出来ましたが、市としても教育委員会としても、学校現場に社会全体で関わりをする。また町内会・自治会の在り方、公民館の運営、スポーツ、文化歴史、それらのものを踏まえたものの大綱の方針といいましょうか、その辺についての提案だと思います。 他の委員さんから何かないでしょうか。
松 本 委 員	今市長さんの方から地域の地域力といいましょうかコミュニケーションが10年前と今では格段の差があります。無関心といいましょうか、関心がかなり薄れていきます。その中で社会教育主事を持った職員さんがけっこういらっしゃいます。出来ればそれをある程度集団化していただいて、やっぱり地域に出して頂いて、婦人会の崩壊とかの歯止めになるよう、もう1回地域の社会教育といいましょうかコミュニケーションといいましょうか、地域力それが燃える方向に社会教育主事の方が関わってもらいたい、これから先は、生涯教育になると社会教育主事に関わってもらい、今踏ん張ってもらえれば、どうにかなると思いますので、これをそのまま放置していれば、完全に無関心になっていくんじゃないかなろうかと思います。現場で感じたこと申しました。

古 川 市 長	まさに今日初めてこの総合教育会議に私が市長としての立場で参加をさせていただいているんですが、向こうのテーブルに見ますと、学校教育課長もいらっしゃいますが、社会教育課長、スポーツ課長、市の部局の市長公室長、福祉保健部長がおりますが、この辺がこれからはやはり教育のみならず、地域との交流、幼・保・小連携やそういうのが地域力に繋がるんじゃないかと考えますので、ぜひ市長部局に対しても、今の松本委員のように、こういったものが必要だのご意見があればどんどん出していただきたいと私は思います。 松本教育課長さん、これまで婦人会が全くないと言われていた有明地区や杉谷地区で女性のグループが、やっぱり何とかしないといけないというような機運ができてきているような報告があっているんですが、その後の進捗があったら教えて欲しい。
事 務 局 (松本課長)	まずは有明地区ですが、昨年から以前婦人会活動を頑張っていた方々の方にお願いをして有明地区全体に広がる女性のグループを作っていただけないという相談を持ちかけました。その中で皆さんは有明地区の発展は心から願っていると、地域への協力はやって行きたいということで、昨年会員募集をいたしまして、現在102名の方が加入していただきました。その後7月の末に全員呼びかけまして、実際40名程が有明公民館に集まりまして、今後実際動き出すために組織づくりが必要ですのでということで協議をしたわけなんですけど、なかなか代表の方が決まらなかったもので、いくつかのグループに分けまして、6名の運営員を選出していただきました。その方たちに8月12日に集まっていただいて、今年1年何をしようかということで、まずは島原のことを知ろうということでジオパークの見学学習をやりたいということで、その準備を今進めています。それから今回市民体育祭の方に女性の会として、ピン転がしに出ましようという意向がありましたので、現在、選手も見つけております。もう1点がやはり有明の発展のためにということで、有明の公民館祭りで有明のうまかもんを食べようということで、この祭りを全面的にバックアップをして、地域の活性化を進めていこうということで現在話し合いが進んでいるところでございます。次に杉谷地区ですけれども、杉谷地区につきましては、公民館の事務員を中心をお願いをしまして、PTAの若いお母さんたちが、自分に協力してくる方がいるということで、現在10名程度のグループが出来ております。月に1回程度学習活動を行っております。また8月には「SOYぎいわっしょいまつり」ということで、これまで杉谷地区で行われてきました夏祭り、これが一定の役割を果たしたということで、昨年組織が無くなったわけですが、今回は子どもたちに実行委員になっていただいて、子どもたちの力で盛り上げようということで8月16日に開催されました。これにつきましては短い時間帯であったわけですけど、例年行っております杉谷公民館祭りを超えるような賑わいで、子どもたちの生き生きと

本 多 委 員 長	した取り組み、また笑顔、本当に素晴らしい祭りでした。過去の前例にとらわれず、まずは自分たちが楽しみながら地域が潤うような活動をやっていこうということで、現在、有明地区と杉谷地区は女性の会の活動が行われている現状です。以上でございます。 先程、市長さんがおっしゃったような例えば「いじめに関する防止条例」の具体的な取り組みであったり、あるいは町内会・自治会の関わり、地域コミュニケーションの取り方、老人クラブ・婦人会の支援であるとか、様々な施策につきましては、これまでも市長部局あるいは教育委員会の中でも取り組んでおられたと思いますが、今後を考えると挨拶で申し上げましたが、地域、子どもたちもそうですけど、やはり支えていくのは家族であったり、地域だと思います。そういった意味では市長部局と教育委員会が日頃から連携を取って調整をし、協議をし、具体的な施策を詰めていく、それがすなわち教育振興基本計画にも繋がることでしょうし、あるいは市勢振興計画、設定の年度は違いますが、それにも通じてくるのかなと思っております。今回は大綱の制定ということで、次回が具体的になるわけですが、今後そういった教育委員会と市長部局が連携をとりながら具体的なものは詰めていくことになっていきますが、まずは教育振興基本計画の根幹となるものは教育長ともよくいろんな話をしておりますけども、幹の部分になると思います。それを具体的に決めた上で、その具体的な施行（案）、施策というものは市長部局と教育委員会が十分調整して、計画に落としていくと、それを実行していくと、それぞれの職員があるいは関係機関・団体含めて巻き込んで取り組んでいくことだろうと私は今考えているところでございます。
司 会 (寺田次長)	今委員さんの意見がありましたように大綱につきましては、目標や施策になる方針ということで、詳細な施策につきましては、大綱にはそぐわないかと、大綱というのは大まかな幹の部分ということで考えていくべきものと私たちも思っておりますので、そういった形で今出されている意見、出ています国の方針がまずありまして、それを参酌した県の方針、それから2つの国の方針と県の方針を参酌して市の大綱になろうかと思っておりますので、今出されている部分を含めたところでの大綱策定という形で考えていきたいと思っております。
本 多 委 員 長	それから先程県の教育振興基本計画の設定年度、これから作る島原市の大綱あるいは教育振興基本計画を見直す時の設定年度をどういうふうにするか、大綱は4年から5年となっていますが、若干ずれるかもしれませんが、その辺も含めてある程度整合性といいますか、そういったものも問う必要があるのかなという気がします。当然それは教育委員会だけでなく市長部局とも先程から申し上げているような

	調整・協議するのは当然必要になってくると思います。
宮 原 教 育 長	今の幹になる部分というのが、この大綱だろうと思いますので、大綱が出来たら大綱を受けて市の２９年度からの教育振興基本計画ということになってくると思います。そうなった時に、国より県は１年遅れてきます。それを受けて、また参酌して市の計画を作っていくという順序になると思うんですが、今文科省の方でも学習指導要領、これの改定作業が進んでおります。今後の教育の具体的な方針を出すようになってくると、また中身的には学習指導要領の趣旨を活かすという意味で流れ的にもいいのかなと思っています。２０２０年度が完全実施ということで、２０１８年度から一部先行実施ということで、２０１６年度に改正したものが出てきますので、タイミング的に我々が活かすことができると思いますので、今の流れで行って、４年で行くのか、５年で行くのかというのは今後この場でいろいろと協議するような形にすればどうかと思っています。
司 会 (寺田次長)	大綱は２７年度で一応先程言いましたように今回方針を決めていただいて、次回２回目である程度の大綱案を策定していただきたいと思います。その大綱を元に教育委員会としては、平成２９年度からの教育振興基本計画を策定していこうかと考えています。
宮 原 教 育 長	教育振興基本計画は、平成２８年度に策定・準備作業、平成２９年度からそれに基づいて実施していく。平成２９年度から４年間で行くのか、５年間で行くのかというのは今後の課題なんだろうね。
司 会 (寺田次長)	他にございませんでしょうか。
〔全 委 員〕	〔なし〕
司 会 (寺田次長)	それでは、大綱作成の方針につきましては、説明の中で教育振興基本計画を大綱にあてるというところもありましたが、島原市としては、先程からいろんな意見がありました。国や県を参酌して新たに大綱を作成するということでよろしいでしょうか。
〔全 委 員〕	〔異議なし〕
司 会	それでは、今回、出していただいた意見等をもとに、大綱の素案を作成し、次回

(寺田次長)	開催の総合教育会議に提出させていただきたいと思います。
宮 原 教 育 長	次に、次第の 7、その他についてですが、市長と教育委員会が一堂に会するせっかくの機会でありますので、「教育行政全般」等に関して、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。
古 川 市 長	先程市長さんから「生命（いのち）・きずな・感謝の心」は大変いいスローガンだということがありました。また島原市には本当に今の学制改革の前に藩校というのがありました。やはり、そこでも多分素晴らしい教育がなされていたんだろうと思います。そういったところも今後どういう教育がなされていたのか、どういうポリシーを持って実施されていたのか、我々は子どもたちに歴史を伝えるためにも今後研究をして行こうかなと思っており、それがまたどういうふうに今活せるのか、そういったところも島原ならではの特色ということでは、大変我々はもう少し調べる必要があるのかなと思っているところでもございます。
宮 原 教 育 長	今、地方総合戦略づくりということで、如何にして人口を増やせるかと、各自治体の目の色が変わっていますが、本市は第 2 子からの保育料の無料化、医療費の中学生までの拡充をして、非常に若いお父さんお母さん達から全般的に好評です。やっぱり地方からいろんな人に移住してもらうことを考えたときに、その先にあるのはやっぱり子育て支援環境であり、教育であり、コミュニケーションが非常にしっかりしている町だと、子どもたちへの学校や地域の方々との交流だとか、支援が非常にいいというのは、やはり他から Uターンや I ターン等の移住部分で言うとうごく大きなウエイトを占めているみたいです。いろんな地域の関わりを見てもですね、今回放課後の宿題をするようなことをされたじゃないですか、あういうのは働く保護者たちから見ればですね、非常にほっとするような温かい施策であるなというふうに見えます。あういうことも人口を増やすという部分では実施していただくと、保育料の無料化と併せて非常にいいと思います。
事 務 局 (松本課長)	せっきやく市長さんから話がありましたので、夏休みにスクールキッズをやりましたので、その辺の感想とか、あるいは放課後子ども学習室の状況とか、社会教育課長説明してください。
	まず、スクールキッズですけども 8 月の第 1 週、第 2 週に実施しました。ちょうど学校におけるサマースクールが終わった時期を見据えて 4 日間、夏休みの午前中に実施しております。実施場所は、有明公民館、三会公民館、森岳公民館、白山公民館の 4 公民館です。三会公民館が約 10 名でしたが、その他の公民館では約 20 名でした。その中では、子どもたちが静かに勉強できる習慣がついたということ

	で、今後も続けて頑張りたいとか、夏休みの宿題が終わってしまった。また地域の退職校長会の先生方に指導をいただいておりますので、人に慣れて質問するのが楽しくなったという児童もおります。今後は自学の習慣を長期休業中に続けていただいて学力向上に結び付けばいいかなと思っております。また放課後子ども学習室につきましては、市内の9つの小学校と三会中学校で実施をしております。時間帯としましては、学校の授業が終えた3時半から4時半の時間帯です。これにつきましては、各教室に教育活動推進委員を配置いたしまして、基本は自学ではありますが必要に応じて子どもたちの質問には教育活動推進委員が答えてくれるシステムになっております。その中でも第五小学校におきましては、退職校長会と連携しまして、時間の取れるときに指導に来てくださいということで、4名の退職校長会の先生方が交代で指導に来られている状況です。これにつきましては教育活動推進委員の所管ですけれども、子どもたちが2学年で学習しておりますので、上級生が下級生に教えるというシステムが出来てきたとか、また家庭の保護者の意見ですけれども学校が終わって引き続きクラブ活動をする場合、一回家に帰らなくてすむので安心ですという声もあります。また、家庭においては子どもが学校で勉強して帰ってくるので、家の中で勉強のことを話さないのが親子けんかが減ったというのもございます。まだ学習室は始まったばかりですので、今後いろんなアンケートを取るとかしながら効果の検証をしていきたいと思っております。以上でございます。
古 川 市 長	ありがとうございます。その辺学校教育課長から見たらどうですか。
事 務 局 (堀口課長)	私の方が切にお願いをした企画でもあります。ある県、学力が非常に向上した高知県なんですけれども、小学校が非常に向上した、私が行った学校は、就学援助を受けている児童が6割近くいる学校でした。そこは全国水準を達しているんですね、その秘密は何ですかと尋ねた時、子どもたちの学習する機会がいろんなところにあるという話を聞いて、やはりそこは放課後子ども学習室をやっておられまして、なるほどということで、いい制度だなと思いましたので、昨年社会教育課長にお願いをしながら、放課後子ども学習室が実現したところでございます。学校の現状から言うと、家庭環境が複雑な子どもたちが増えています。ひとり親、経済的な格差も多分かなりあるだろうと、準要保護の数などを見ますと、そういった中、今教育委員会で話をしているのは、直接的に出生率を上げることは私たちの施策ではできませんけれども、福祉保健部が頑張っておさって上がった分を、なんとか島原は安心して子どもを学校にやれる、経済的やいろんな状況が困難であっても、子どもたちが夢を持って勉強に励んだり、スポーツでいろんな憧れを持ってですね、そういう教育環境をぜひ教育委員会一丸となって作っていききたいなと思いをもっているところでございます。

古 川 市 長	ありがとうございます。まさにそうですね、一般質問なんかでも議員さんから他所がやっているからということであるんですが、学習塾に対する補助費をだしたらどうかと、それは経済的なことだとか、個別な学習プログラムであって、基礎的な支援というのは、今学校教育課長さんがおっしゃるような、やはり誰であってもその部分をフォローできるのが、公平性の中でも大事なことかなと思いますので大変ありがたいです。
森 委 員	そのことについて、放課後子ども学習室に娘をやっている感想として、以前放課後子ども学習室がないときは、帰ってきたらすぐ遊びに行って、夕方5時・6時ぐらいになって宿題をやり始める、やっぱり子どもは嫌なんですね、するのが嫌でかなり時間が掛かっていたんですけど、放課後子ども学習室に1時間行くことによって、最初は遊ぶ時間が少なくなるからといって嫌がっていたんですけど、実際行ってみて、だんだんそれに慣れてくると、1時間もかからずに宿題とかが終わって、その後、読書をしたりとか、家に帰ってきて逆に遊ぶ時間が増えて、自分の時間が持てたということですごくよかったと言っていることがありました。親としてもその時間内にさっと終わらせることができるということは、すごく助かるなと思ったところが正直な感想です。湯江小と違って五小は退職された先生が来て下さってその指導をして下さるということで、自学自習の時に実際子どもがどれだけ分かっているのか、保護者も分からないということを聞きますので、実際低学年から塾にやられている保護者もいらっしゃいますので、そういう放課後子ども学習室に五小みたいに教えて下さる先生がいて下さったら授業についていけない子ども達も理解度が高まるんじゃないかなと家族で話をしたこともあります。実際娘が授業中にどれだけ分かっているのかというのは、親は本当に分からないので、分かってそうで分かってない、分かってなそうで分かっている、どっちかなというのが度々あったので、そういう放課後子ども学習室の時に指導して下さる方がいらっしゃたら子ども達も理解度が高まってくると思います。
松 本 委 員	今市長から宮川の事件とか川崎の事件とかありましたが、4月まで私も補導員をしていましたが、警察でも深夜徘徊していて、警察ですよと言って車の中に入れると今は一発で首になります。その前の時点で自分の子が外をうろうろして、殺されて初めて悔やむんじゃないくて、一番悪いのは、まず犯人ですけど、保護者も悪いと思います。
古 川 市 長	松本委員がおっしゃられるようなことは、インターネットでかなりバッシングが始まっています。

松 本 委 員	意外と東京の方がそういう事案が少ないでしょう、台東区の上野から下に下れば、田舎よりもすぐ寄っていかなねと、ちょっと顔見知りなるとそういうもので、とても人情が厚いと思います。
古 川 市 長	市町を囲む懇談会で各地区に行くと、子どもに声を掛けると不審者だから逃げられると、教育はどうなっているのかという話が出ますが、よく考えたら子どもとその大人が顔見知りじゃないんですよ、このおじちゃんを知っているという関係が小さい時からないんですよ、突然声を掛けられるので子どもは不審者と思うんですよ。やっぱり地域の行事等に出て、普段から顔見知りになっていかないといけないということです。
宮 原 教 育 長	今年の市民清掃の件ですが、市長さんと話をして、やはり地域行事に特に子どもの顔がなかなか見れない、そういう意味で、ぜひ市民清掃に親子で一緒に日頃お世話になっている方々に、「おはようございます」という一言でもいいですから、そういうことも含めて市民清掃に家族でとお願いしたいというようなことを、実は今年から取り組んでいるところでもあります、そうなってくるとやはり地域づくりと言うんでしょうか、子どもたちも地域に入っていくし、保護者も入っていくし、そういうことがもっと今の時代には必要だなと思います。
古 川 市 長	昨日粘土教室があっていますけど、行ってみたら１６０名の親子、ばあちゃん和孩子、あるいはじいちゃんと孫が親子で来ていたのは「これはよかね」と言ったのは、粘土よりも何よりもそういう親子とかじいちゃんと孫と来ているのいいと、森委員さんは昨年見えられていましたけど、今年来られましたか。
森 委 員	去年は行きましたが、今年子どもがチラシを貰って来なくてですね、教育委員会の行事で知りました。
古 川 市 長	昨日はいっぱいだったですよ。
松 本 委 員	市長が子育てをされた時代と今とは何か変わって気づかれたことはありますか。
古 川 市 長	松本委員が言われるように１０年一昔とすれば、私の長男が３０歳なので、その時と比べると雲泥の差があります。特に先程ちょっと出ましたが、ひとり親の割合がかなり増えている。これも以前もそうだったですが、かなりひとり親の割合が増えていますね、隣近所があまり関心がない、一部のスポーツの指導者とかとはある

	んですが、周りとはないと、隣近所との連携が本当にないですね、私は隣の五右衛門風呂を貰い風呂だったんですが、まあその時代のことを言っても伝わらないんですがね。
松 本 委 員	今、子ども達の声が町内で聞こえないんですよ。
古 川 市 長	確実にここ２０年で変わったのは、携帯電話によるネットワークですね、深夜徘徊する必要がないですもんね、どこに行こうと電話で連絡すると、誰かの家に集合すれば、昔はそぞら歩きで仲間を増やしていた行為自体が、夏でも対象の子どもたちがいないんですよ、どこかに集合しているから。
松 本 委 員	１０年ぐらい前は、補導員をしていて、自販機とか電気のあるところを見回っていましたが、そこに深夜徘徊していて、何でここにいるのかと、一緒にいるやつは知っているのか、知らないと、夜中になれば電気がついているところに自然と寄ってきていました。
古 川 市 長	宮川の事件でびっくりしたのが、完璧なまでに防犯カメラで事件の詳細が証明できるとですね。一時期あれをつけるのは人権侵害じゃ何だと問題になったとですけどね。
司 会 (寺田次長)	話が尽きないようですが、他にございませんでしょうか。
全 委 員	〔なし〕
司 会 (寺田次長)	それでは、以上をもちまして、平成２７年度第１回島原市総合教育会議を閉会いたします。